

『研削といし取替え等の業務に係る特別教育』のご案内

グラインダーを使用するにあたり、研削砥石の取替え及び試運転の業務はその方法を誤ると砥石が破壊する危険性があるため、労働安全衛生法では事業者が安全衛生特別教育規定に基づく特別の教育を実施することを義務付けております。(労働安全衛生法第59条第3項、安全衛生規則第36条第1項)

当協会では、両頭グラインダー等広く一般に使用されている自由研削用グラインダーの研削砥石の取替えとその試運転の業務に従事する者を対象に、標記特別教育を下記により計画しました。自由研削用グラインダーを設置されている事業場におかれましては、関係従業員の参加により安全衛生教育義務を履行されますようご案内いたします。

1. 教習日程／教習内容

- ①令和元年6月11日(火) 9:00～16:30
- ②成田国際文化会館 第3・4会議室 (TEL 0476-23-1331)

2. 受講資格 満18歳以上

	内 容	時間
学科 ／ 実技	①研削盤、研削と石取付具等に関する知識	2 h
	②研削と石の取付け方法及び試運転の方法	1 h
	③関係法令	1 h
	④研削と石の取付方法及び試運転の方法	2 h

- 3. 受講料：会 員 7, 7 6 0 円 (テキスト代=1,296円含む)
- 非会員 8, 2 6 0 円 (テキスト代=1,296円含む)

4. 申込方法：

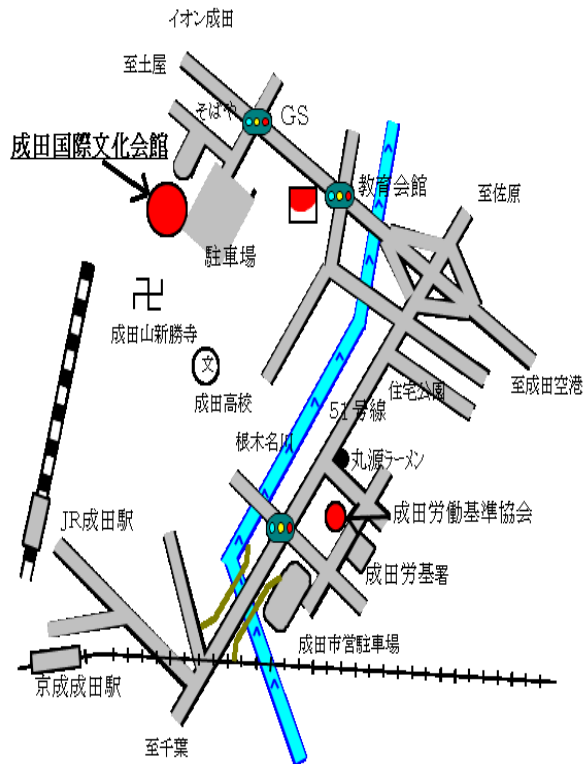
*受講申込書に所定事項を記入のうえ、受講料を添えてお申し込みください。(受講申込書はFAXでも受付けます)

*定員 4 0 名 に達しましたら締め切らせていただきます。

*受講料の支払は、**6月4日(火)**締切までに、現金・銀行振込のいずれかにより払込み下さい

*なお、締切日以後の受講取消しは、原則として受講料をお返しできませんのでご了承下さい。(受講者の変更か次回受講まで有効とさせていただきます)

5. その他：筆記用具をご持参下さい。



◇申込み・照会先

成田労働基準協会

〒286-0134 成田市東和田555-5

TEL 0476-24-3743

FAX 0476-23-3594

金融機関振込送金先

千葉銀行 成田支店 (普) 3 3 2 6 1 7 7 成田労働基準協会

千葉信用金庫成田支店 (普) 0 4 4 6 5 9 4 成田労働基準協会

切取り線

FAX → 0476-23-3594

※欄は記入しないで下さい

「研削といし取替え等の業務に係る特別教育」受講申込書

ふりがな		勤務先 事業場名	受講番号		
受講者氏名			※		
生年月日	(西暦 年) S. 年 月 日 H.	事業場 住所	〒		
現住所	〒		氏名		
		連絡担当者	TEL		

受講料支払方法を、○で囲んでください。(月 日まで、1. 協会へ現金支払 2. 千葉銀行振込 3. 千葉信金振込)